

令和6年度 第7回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和7年3月10日（月）午後2時～
場 所 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について
- (2) その他

3 閉 会

令和6年度 第7回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

1	令和7年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の申出に係る意向の表明（確認）	
	産業別一覧	1
2	令和7年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表	3
3	令和6年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況	5
4	栃木県における最低賃金の推移	7
5	令和6年度 地域別最低賃金改定状況	9

令和7年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の
申出に係る意向の表明(確認) 産業別一覧

令和7年3月10日

申出区分		意向表明の件名	申出者	意向表明年月日
決定の別	形式			
改正決定	労働協約	栃木県塗料製造業最低賃金	JEC連合栃木地方連絡会 議長 大橋 健紀	令和7年2月13日
改正決定	公正競争	栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和7年2月13日
改正決定	労働協約	栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 栃木地方協議会 議長 益子 勝宏	令和7年2月13日
改正決定	労働協約	栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 栃木地方協議会 議長 伊藤 昌幸	令和7年2月21日
改正決定	公正競争	栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業、医療用計測器製造業、時計・同部分 品製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和7年2月13日
改正決定	労働協約	栃木県各種商品小売業最低賃金	UAゼンセン栃木県支部 支部長 森田 了介	令和7年2月13日

令和7年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表

資料No. 2

(大計)

(中計)

(明細)

栃木労働局

調査対象産業計（製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、サービス業等）

01 地域別 最低賃金対象産業	01	年齢・業務による適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者	
	02	地域別最低賃金適用製造業	02	産業別最低賃金が適用されない製造業	E09・10・E110～115 E12～24 (E1644を除く) E263 (E2635を除く) E276 E32 (E323, E3297を除く)
				繊維工業	E11 (E110～115を除く)
				産業別最低賃金が適用されない電気機械器具製造業	E295・E297 (E2973を除く) E299
				産業別最低賃金が適用されない輸送用機械器具製造業	E31 (E311を除く)
	03	地域別最低賃金適用情報通信業のうち新聞・出版業	03	情報通信業のうち新聞業および出版業	G413・414
				04	卸売業、小売業
	05	地域別最低賃金適用卸売業・小売業	05	卸売業、小売業	
				06	学術研究、専門・技術サービス業
	06	地域別最低賃金適用学術研究、専門・技術サービス業	06	学術研究、専門・技術サービス業	
				07	宿泊業、飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業
	07	地域別最低賃金適用宿泊業、飲食サービス業	07	宿泊業、飲食店	
				08	洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業、娯楽業
	08	地域別最低賃金適用生活関連サービス業、娯楽等	08	洗濯・理容・美容・浴場業	
				09	医療、福祉
09	地域別最低賃金適用医療、福祉	09	医療、福祉		
			10	その他のサービス業	R88～95
10	地域別最低賃金適用サービス業等	10	その他のサービス業		
			11	塗料製造業	E1644
02 特定 最低賃金対象産業	11	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	11	塗料	
				ボイラ・原動機	E251
				ポンプ・圧縮機器	E252
				一般産業用機械・装置	E253
				農業用機械	E261
				建設機械・鉱山機械	E262
				生活関連産業用機械	E264
				基礎素材産業用機械	E265
				金属加工機械	E266
				半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置	E267
				その他の生産用機械・同部分品	E269
				事務用機械器具	E271
				サービス用・娯楽用機械器具	E272
				縫製機械	E2635
				その他のはん用機械・同部分品	E259
12	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	12	発電用・送電用・配電用電気機械器具	E291	
			産業用電気機械器具	E292	
			民生用電気機械器具	E293	
			電球・電気照明器具	E294	
			通信機械器具・同関連機械器具	E301	
			映像・音響機械器具	E302	
			光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ	E2832	
			電子計算機・同附属装置	E303	
			電子応用装置	E296	
			電子デバイス	E281	
			電子部品	E282	
			記録メディア	E283 (E2832を除く)	
			電子回路	E284	
			ユニット部品	E285	
			その他の電子部品・デバイス・電子回路	E289	
13	自動車・同附属品製造業	13	自動車・同附属品	E311	
14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	E273 (E2738を除く)	
			医療用機械器具・医療用品	E274	
			医療用計測器	E2973	
			光学機械器具・レンズ	E275	
			時計・同部分品	E323	
15	各種商品小売業	15	百貨店、総合スーパー その他の各種商品小売業	I561 I569	

※ それぞれの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(L7282)も、特定最低賃金の適用となる。

栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況 (令和6年度)

1 栃木地方最低賃金審議会等

回数 件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	栃木地方最低賃金審議会	6.7.5	6.7.31	6.8.5	6.8.21	6.10.30	6.11.18 (中止)
特別小委員会	6.8.19 (中止)						

2 栃木県最低賃金専門部会

区分 件名	諮問 年月日	第1回	第2回	第3回	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
	栃木県最低賃金	6.7.5	6.7.31	6.8.2	6.8.5	6.8.5	6.8.30

3 栃木県特定最低賃金専門部会

区分 件名	改正決定の 必要性有無		第1回	第2回	結審状況	最低賃金の改正決定			
	諮問 年月日	答申 年月日				諮問 年月日	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
栃木県塗料製造業最低賃金	6.8.5	6.8.21 (必要性有)	6.10.2	6.10.21	全会一致	6.8.21	6.10.21	6.11.19	6.12.31 (指定)
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			6.9.26	6.10.8	全会一致		6.10.8	6.11.7	6.12.31 (指定)
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			6.10.10	6.10.15	全会一致		6.10.15	6.11.14	6.12.31 (指定)
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金			6.10.3	6.10.22	全会一致		6.10.22	6.11.20	6.12.31 (指定)
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金			6.10.1	6.10.17	全会一致		6.10.17	6.11.18	6.12.31 (指定)
栃木県各種商品小売業最低賃金									

栃木県における最低賃金の推移

			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
最低賃金の種類	新設発効日		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	
栃木県最低賃金	S47. 5. 15	時間額 (円)	705	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954	1,004	
		引上げ額 (円)	5	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	41	50	
		改正率 (%)	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49	5.24	
		発効日	24.10.1	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1	5.10.1	6.10.1	
栃木県 特定 最低 賃金	塗料製造業	H4. 12. 31	時間額 (円)	856	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023	1,061	1,109
			引上げ額 (円)	6	9	10	13	16	19	20	20	2	27	31	38	48
			改正率 (%)	0.71	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13	3.71	4.52
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	H2. 2. 10	時間額 (円)	799	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970	1,007	1,055
			引上げ額 (円)	6	10	12	14	16	18	20	21	3	26	31	37	48
			改正率 (%)	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30	3.81	4.77
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	S63. 12. 21	時間額 (円)	799	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	1,008	1,056
			引上げ額 (円)	6	10	13	14	15	18	20	21	3	27	31	37	48
			改正率 (%)	0.76	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81	4.76
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31
	自動車・同附属品製造業	H2. 2. 10	時間額 (円)	802	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978	1,016	1,064
			引上げ額 (円)	5	10	13	15	16	19	21	21	3	27	31	38	48
			改正率 (%)	0.63	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27	3.89	4.72
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	S63. 12. 21	時間額 (円)	799	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971	1,008	1,056
			引上げ額 (円)	6	10	12	14	16	18	20	20	3	28	31	37	48
			改正率 (%)	0.76	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30	3.81	4.76
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31
	各種商品小売業	H2. 5. 24	時間額 (円)	763	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)	(954)	(1,004)
			引上げ額 (円)	5	10	13	14	17	20	13	21	3	—	—	—	—
			改正率 (%)	0.66	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—	—	—
			発効日	24.12.31	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—	—	—

(注) 「各種商品小売業」最低賃金は、令和6年10月1日以降、栃木県最低賃金(時間額1,004円)が適用されています

令和6年度 地域別最低賃金改定状況 (2024)

局番号	目ラン 安ク	都道府県名	令和5年度 (2023) 最低賃金額	令和6年度 (2024) 最低賃金額	引上げ額	引上げ率
1	B	北海道	960	1,010	50	5.21%
2	C	青森	898	953	55	6.12%
3	C	岩手	893	952	59	6.61%
4	B	宮城	923	973	50	5.42%
5	C	秋田	897	951	54	6.02%
6	C	山形	900	955	55	6.11%
7	B	福島	900	955	55	6.11%
8	B	茨城	953	1,005	52	5.46%
9	B	栃木	954	1,004	50	5.24%
10	B	群馬	935	985	50	5.35%
11	A	埼玉	1,028	1,078	50	4.86%
12	A	千葉	1,026	1,076	50	4.87%
13	A	東京	1,113	1,163	50	4.49%
14	A	神奈川	1,112	1,162	50	4.50%
15	B	新潟	931	985	54	5.80%
16	B	富山	948	998	50	5.27%
17	B	石川	933	984	51	5.47%
18	B	福井	931	984	53	5.69%
19	B	山梨	938	988	50	5.33%
20	B	長野	948	998	50	5.27%
21	B	岐阜	950	1,001	51	5.37%
22	B	静岡	984	1,034	50	5.08%
23	A	愛知	1,027	1,077	50	4.87%
24	B	三重	973	1,023	50	5.14%
25	B	滋賀	967	1,017	50	5.17%
26	B	京都	1,008	1,058	50	4.96%
27	A	大阪	1,064	1,114	50	4.70%
28	B	兵庫	1,001	1,052	51	5.09%
29	B	奈良	936	986	50	5.34%
30	B	和歌山	929	980	51	5.49%
31	C	鳥取	900	987	87	9.67%
32	B	島根	904	962	58	6.42%
33	B	岡山	932	982	50	5.36%
34	B	広島	970	1,020	50	5.15%
35	B	山口	928	979	51	5.50%
36	B	徳島	896	980	84	9.38%
37	B	香川	918	970	52	5.66%
38	B	愛媛	897	956	59	6.58%
39	C	高知	897	952	55	6.13%
40	B	福岡	941	992	51	5.42%
41	C	佐賀	900	956	56	6.22%
42	C	長崎	898	953	55	6.12%
43	C	熊本	898	952	54	6.01%
44	C	大分	899	954	55	6.12%
45	C	宮崎	897	952	55	6.13%
46	C	鹿児島	897	953	56	6.24%
47	C	沖縄	896	952	56	6.25%
全国加重平均			1,004	1,055	51	5.08%